

紹介

ハロルド・スタナード

「二つの憲法」——英・米憲法制度の比較研究

The Two Constitutions: A Comparative Study of British and American Constitutional Systems, by Harold Stannard, 1950.

奥原忠弘

本書は、表題の示す通り、英・米憲法制度の比較研究書であるが、「比較研究の前人未踏の分野における試験的な歩み」とか「歴史的比較法」という序論における著者の言葉が示すように、ただ単に諸制度を並列的、平面的に記述するものではなく、両国の歴史的発展を背景として、そこに生じた憲法制度を意義づけ、両国制度の類似性と同時に独自性を捉え、その制度本来の意味を探ろうとするものであり、著者の該博な歴史的知識を基礎にしての両国政治制度の解明は教示する多くのものを含んでいる。その記述は、著者独特の筆致、例えば上級公務員の任命に関

する米国上院の審議について「上院の規則は一般公衆をこのよ
うな会議から排除しているが、しかし会議の扉は名目上閉鎖さ
れているものの、誰かが常に鍵穴で聞耳を立てている」(一一八
頁)という表現に見られるように、きわめてジャーナリストイ
クであり、興味をもって読了することができる。このような筆
致は(著者が純然たる学者でなく)、タイムズ紙の幹部、軍事情
報局対抗部員、外務省対外関係出版局イタリヤ課長、植民地担
当相教育諮問委員会委員、国際平和カーネギー基金通信員等の
著者の経歴の然らしむるところであろう。

本書は、

序 論

第一章 王位と憲法

第二章 国王、大統領、内閣総理大臣

第三章 英議会と米議会

第四章 政 党

第五章 元老院と貴族院

第六章 庶民院と代議院

第七章 国 法

第八章 二つの例

から成るが、第一章が全体の四分の一を占めており、著者が最も力を注いだと思われる章であり、ここに本書の特色の多くを見出すことができる。従って、本紹介では、以下に与えられた紙数の中で、第一章の一部分、すなわちコンベンション (convention) という言葉の解明によって英・米憲法制度の関連を説く部分を抄訳し、他の章については、そこで扱われている主題を列挙するにとどめるという方法を探りたい。それが、本書の特色を紹介する上において、通例の文献紹介の方法に依るよりも、妥当であると思われるからである。

なお、著者には、他に「ヨーロッパの構造」(The Fabric of Europe)、「ローマとその遺跡」(Rome and Her Monuments)等の著作がある。

形式上および事実上 イギリス憲法とアメリカ憲法の差異はきわめて大きく、一見したところ比較の余地はない位である(二頁)。しかし、両者を同一の憲法上の根源から出ているものとして述べることも暗喩の濫用ではない。アメリカ憲法の創作者達は、思想と言語において英国人であり、世界で最良の憲法と見做す点で同意したものを生み出した伝統の中で意識的に仕事をした人々であった。そこで彼等の重要な目的の一つは国王を除いたイギリスの憲法とできるだけ類似した憲法を合衆国に供することであった。新憲法の下に開かれた第一回議会が附した権利章典として知られている十箇条の憲法修正は、マグナ・カルタにより英国民に保障された自由を適当に近代化した言葉で云い換えたものであり、権利章典という標題はジェイムス二世追放後一六八九年に通過した英国の制定法に由来するものである(二頁)。

英・米憲法のほんとうの差異は、アメリカ憲法が全体として数カ月で書かれ、イギリス憲法は部分的に幾世紀もの間に書かれてきたものであるということにあり、この差異は書き記された言葉を打ち出すことの両国における必要性に注意を促がす。一二一五年のマグナ・カルタから一九一一年の国会法に至るイギリス憲法史上の顕著な事件は、悉く危機の記念碑である。政治生活の典型的な摩擦が、ある原理的問題を惹起し、それを論争にまき込む場合にのみ、英国民は問題とされた原理が更に争

われぬようにする明確な言葉の必要を感じたのであった(四頁)。主権の問題はきわめて重大なものであるが、イギリスにおいては、その問題は終始国王とその臣民との間の問題であり、政治上ばかりでなく、司法上、財政上、宗教上の種々な形で現われ、顕著になってくると、その各々の状況の下で、部分的な解決を求めてきたのであった(五頁)。アメリカ憲法が、イギリスの法令集におけるいかなる憲法的文書よりもっとひろまり、且つイギリス史には類例のない例外的で孤立した地位を占めている理由は、憲法創作者達に直面した危機の性質に存しているのである(四―五頁)。連合は瓦解しつつあり、政治的実在としての合衆国が存続せんとすれば、支那が相互に存続して行く条件の明確化が必要であった。アメリカでは主権の問題は絶対主権を主張する諸邦間の紛争から起つたのであり、問題の形は、かくして言葉の最も高度な且つ最も充分な意味において、憲法的であり、その解決には、あらゆる形のアメリカの公生活のための枠ないしは容器として役立つ連邦的機構の設立が必要とされたのである(五頁)。

かくも深遠な相違を英語という共通の言語のなにか一つの単語によって表現することができるとすれば、*convention* という単語が、その政治的意義において、イギリスの憲法的原理とアメリカのそれとの間の差異を総括している。この言葉は両国民の歴史的語彙に属しているが、イギリス人の耳とアメリカ人の

耳には異なった意味を伝えるのである。英国においては、憲法的コンベンション (*constitutional convention*) は、法の効力をもつほどにきわめて適切に確立された慣行のことからであり、合衆国では、憲法的コンベンションは、憲法の立案・修正・批准ないしは改正のため特に任命された人々の一団である。しかし、起源においてこの二つの意味は歴史的につながっており、その違いは歴史的諸原因に依るのである(六頁)。

イギリスの緩慢な憲法上の発展を解く手がかりは、王位の永久性に存する。しかし、王位は永続するが、それに就く者は死亡ないしは叛乱により一人一人と消滅するのであり、イギリス史の形成期においては、治世が新らしくなるごとに、国王とその臣下との関係という古い問題が新たに提出された。この問題に対するイギリスの解答は、その関係は先例によって決定されねばならないということであったのであり(六―七頁)、先例に訴えることは、国王はその前任者の行為に従わねばならないということの意味したばかりでなく、自己自身の行為は一貫したものでなくてはならないということも意味したのである。この後者の主張は、イギリス憲法の発展のコースを決定するうえに大いに貢献した。すべての統治権は王位に集中しているので、国王がその仕事を自身で果すことは不可能である。しかし、国王が一旦一定の権能を臣下の一人に託した時、若しそれを変更ないしは廃止すれば、国王はイギリス的な考えを破つたのであ

る。現在、法の支配と呼ばれ且つ政府の圧制に対する唯一の確かな保障であると正しく感ぜられているものは、その起源においては、慣習の維持であった。慣習の維持を通して、権力は名目上は王位に残存しているけれども、実際にはその直臣にきわめて完全な程度に移ってしまったのである。しかし、この移行の過程は漸進的であつて、この過程にコンベンション（習律）という名称が与えられたのであり、習律のいずれか一つが確立されるに至つた正確な期日を指し示すことは殆んど不可能である（七頁）。

他方、アメリカには国王はいない、その代りに憲法がある。国王は決して滅びることのないのに対し、憲法は本来、言葉の単なる形式にすぎないから、常に生命のいぶきを吹き込む必要がある。この方法はイギリスにおける習律の維持と同一の目的にかない、且つ習律の維持と同様に法の支配を保障するという同一の動機で作用するのであつて、かくしてイギリス的名称を引継いでいるのである。しかし、付帯状況は全く異なっている。決して滅びることのない国王は、憲法上の真空を充されねばならぬままにして、消えてしまつており、これを充たす憲法的コンベンション（会議）は、特定の期日に特定の仕事のために生み出されるものであり、その発展の詳細の悉くは、年代順に指し示すことができるのである。合衆国にその憲法を与えた憲法制定会議は、一七八七年五月二五日フィラデルフィアでその作

業を始め、同月末には最初の重要な決定に達し、六月から七月にかけて危機に逢着し、八月一杯で決定を修正し大幅にこれを変更し、そして九月一七日に解散した。時計のちかちかいう音をこの議事録のいたるところで聞くことができる。下院議員は二年、大統領は四年、上院議員は四年の任期で選挙される。これらの選挙の期日は憲法で定められている（一九—二〇頁）。すべてのアメリカの政治は暦によつて決定され、アメリカ人の生活は憲法の時計によつて規制されているように見えるのである（二〇頁）。イギリスの政治においては暦は重きをなさない。過去二世紀半に国会はその活動期間をはじめは三年、次に七年、その次には五年と定めてきたが、いかなる場合も、期間はそれほど問題にならなかつた。国会の活動期間は常に自身の法律によつて延長され或は解散によつて短縮することができるのである。イギリス憲法では時間というものは存在しない、というのは国王は不滅であるからだ。アメリカ憲法においては、時間が、追いつてられた国王の代りに、すべてのものを支配している。両国の制度の構造と作用の双方において、結果として生じる差異は大層なものであり、且つ「コンベンション」という単語はこの差異をかばうために非常に引き伸ばされたので、その意味は二つに分けられてしまつていたのである。歴史的には、アメリカ的意味の方が古く、古いということは当然イギリスに起源を有して

いるということである(二〇—二二頁)。

イギリス国会は、国王のみが召集することができるのであるが、国会の召集が必要となった時に機能する国王がいなかったことが二回ある。長期国会が国王を廃止した一六六〇年と、国王が国璽をテームズ河に投げ込んで逃亡した一六八八年である。一六六〇年には長期国会自身によって、一六八八年にはオレンヂ公により令状が発せられ、それぞれの場合、選挙された代議員の一派が首都に会した。しかしこれは国会ではなかった、というのは国王によって召集されていなかったからである。それは特殊な議會であり、「コンベンション」という名前はそのため教会手続から借用された。しかしそれは国会の仕事を行い且つ自ずからを国会として適していると宣言したので、イギリス史においてはコンベンション国会として知られている(二二頁)。

一七世紀末以来イギリスにおける政治的狀態は、今一つのコンベンション(會議)を召集することを必要としなくなった(二二頁)。

大西洋の向う岸では、コンベンション召集の仕組は、イギリスで必要がなくなつた後一世紀近くまでは要求されなかつた。議事を国王に秘密にしておくため一六世紀末と一七世紀初めのイギリス国会が、もともと採用し且つ發展させた委員会制度の拡張によつてこそ、一三の植民地は最初にその反乱を計画し、相互に接触を開始したのであつた(二二—二三頁)。危機が迫る

につれて一三の植民地は、大陸會議と呼ばれる中央機関に代表者を任命したが、この機関は実権を持たず、若し、連合が維持されるべきだとすれば以前に国王によって果されていた機能に類似するものを行使するため、なんらかの権力を創り出さねばならないということが明白になり、これに対処すべくコンベンションという仕組が動き出したのである(二三頁)。

このようにしてイギリスの伝統はアメリカ憲法の背後に存在していたのであつた。憲法制定會議の議員達は、それに気付いており、彼等は連合規約と各邦憲法に片方の目を据えていたとすれば、もう一方の目をイギリスの先例、イギリスのモデル、イギリスの方法、イギリスの経験に据えつけていたのであつた(二三—二四頁)。

第一章には、右に抄訳したもののほか、習律の確立される過程の例示としての拒否権の歴史およびマグナ・カルタについての詳説、統治憲章 (Instrument of Government) とアメリカ憲法の類似点の指摘等があり、第二章では王位継承の歴史とイギリス王制の性格、王制を中心としたイギリスの政治的伝統のアメリカ憲法制度におよぼせる影響、総理大臣職成立の歴史的背景、第三章では人民の政治参加特に陪審制度と国会の起源、英・米における弾劾制度、国王の課税権とイギリス国会の権限の確立、議會とその構成員(特に法律家)、第四章ではイギリスにおける政党の起源と政党政治の發達、アメリカ憲法制定期にお

ける党派問題、アメリカにおける政党政治の発達と変遷、アメリカの二大政党の確立と第三政党、第五章では、貴族院の性格―その歴史の変遷と問題点、元老院の性格と権限―大統領との関連において（就中英米における条約締結権と議会の承認権の問題）、第六章ではイギリス政治における下院の役割、イギリス下院の権限―その歴史的發展、英・米における下院議長の性格上の差異、英・米下院の議事手続と立法過程、第七章では違憲立法審査権―司法部と大統領の関係、正当手続条項（修正第五条）について、第八章では英・米における責任行政部（responsible executive）設立の過程、英・米憲法における習律の果す役割と意義、英・米憲法制度上の緊急事態対応措置等々の問題が興味深く語られている。しかして、これらの叙述を通じての著者の強い主張は、序論における「どうして一体、明らかに共通の根源から生ずる制度が、相互にかくも鋭い対照関係に立つのだろうか。その対照は如何に鋭いものであれ、（具体的政治制度としての）手段のそれであって、目的あるいは方法のそれではない……」。両国において、目的は公共の秩序と個人的自由の結合であり、これを達成する方法は状況の必要とするところに応ずることにある」という言葉に在ると思われる。

Publisher, Adam and Charles Black, Ltd.